

# 獣医師免許制度の変遷と獣医師国家試験

大橋 義光<sup>1</sup>

## 1 はじめに

わが国では明治18(1885)年太政官布告第28号による獣医免許規則を起点にして、昭和35(1960)年には獣医師免許制度75周年記念、昭和60年には獣医師制度100周年記念の行事が日本獣医師会によって催されており、昭和51(1976)年には獣医師法(大正15年4月7日法律第53号)が発布されてから50年を迎え、日本獣医師会は獣医師法制定50周年記念全国獣医師大会を開催している。

第二次世界大戦後の学制改革とほぼ時を同じくして、新たな獣医師法(昭和24年6月1日法律第186号)が公布され、獣医師免許を取得するためには獣医師国家試験を受験することが必須条件となった。当初の受験資格は大学において4年間の獣医学教育を修めた者となっていたが、その後獣医学教育水準の向上を図るため、学校教育法の一部改正により大学の獣医学教育は6年制になり、獣医師国家試験の受験資格も6年の教育課程を卒業した者に限ることとされた。さらに平成4(1992)年には獣医師法の一部改正を機に新たに獣医療法(平成4年5月20日法律第46号)も公布された。

筆者は昭和27年に新制度による獣医師国家試験の受験を体験し、その後、農林省畜産局衛生課で獣医師国家試験施行事務や獣医師免許証の交付事務に携わった経験があり、さらに農林水産省退職後は日本獣医師会事務局において、獣医事問題(獣医師の社会的地位の向上、勤務獣医師待遇改善等を含む)に関わってきたこともあり、昔を思い出しながら、表題のことについて経緯の一端を述べてみたい。

## 2 獣医師免許制度の始まり

明治新政府が発足して以来、国内産業の発展とともに家畜の飼養もしだいに盛んになり、獣医業も重要な職業であるとの認識から、国内の各府県において獣医講習会を開いたり、獣医養成学校を設立するようになってきた。

---

OHASHI Yoshimitsu : Historical Changes of the Veterinary Licensing System and the National Examination for the License in Japan

1. 日本獣医史学会理事 連絡先：大橋義光 〒179-0085 東京都練馬区早宮2-4-1

(2011年10月10日受付・2011年10月25日受理)

このような状況の下で、獣医師に社会で認知された公的資格を与えるため、獣医免許規則(明治18年太政官布告第28号)が公布された。その第一条には「獣医ハ獣医学術ノ試験ヲ受ケ農商務卿ヨリ開業免許ヲ得タルモノトス」となっている。ただし、官公立の獣医学校または農学校の卒業者は無試験で免許を受けることができる規定がある(第三条)。

これと同時に、獣医開業試験規則(明治18年太政官布達第17号)も制定されており、その中では試験科目として、家畜解剖学、生理学、薬物学、内科学、外科学が規定されている。

その後、明治23年になると、獣医免許規則(明治23年8月法律第76号)が公布され、その第一条には「獣医ノ開業ハ農商務大臣ヨリ獣医免状ヲ受ケタル者ニ限ル」となっている。免許取得の条件は、獣医免許試験に合格し、その証書を有する者のほか、官立府県立の獣医学校もしくは農学校において獣医学を専修しその卒業証書を有する者、および公立または私立学校において農商務大臣の認可したる学則により獣医学を専修し、その卒業証書を有する者との規定がある(第二条)。この時にも、獣医免許試験規則(明治23年9月農商務省令第11号)が制定され、試験科目は、家畜解剖学、生理学、薬物学、内科学、外科学、蹄鉄学となっている。

因みに、医療の分野では、医師試験規則(明治12(1879)年)、医術開業試験規則・医師免許規則(洋方医)(明治16(1883)年)、医師法・歯科医師法公布(明治39(1906)年)、医師法・医療法公布(昭和23(1948)年)となっている。

### 3 獣医師法の発布

家畜伝染病予防法その他近代的な法体系整備の一環として、獣医師法(大正15年4月7日法律第53号)が発布され、昭和2(1927)年4月10日から施行された。この獣医師法が発布されるまでには、当時の獣医業に対する社会一般の理解を深めるため斯界の先輩たちの並々ならぬ尽力があったことが日本帝国家畜傳染病豫防史(大正・昭和第三篇 法規変遷ノ一)などに縷々記載されており、大正元年頃から始まった獣医制度改善の運動は大正末期に至ってようやく実を結ぶ結果となったといわれている。

この法律の第一条には「獣医師タラムトスル者ハ農林大臣ノ免許ヲ受ケ獣医師名簿ニ登録ヲ受クベシ」とあり、免許取得の資格としては、大学令による大学において獣医学を修めた学士、東京帝国大学農学部獣医学実科の卒業生、官公立の専門学校もしくは文部大臣がこれと同等以上と認め指定した学校で獣医学を修めた卒業生、および獣医師試験の合格者と定められた。この法律では獣医師の資格

が専門学校卒業以上の学力程度に引き上げられたが、大学・専門学校卒業者は卒業証書のみで免許取得が可能とされていた。

昭和15(1940)年になると、獣医師法等ノ臨時特例ニ関スル法律(昭和15年法律第92号)が施行され、獣医手制度が設けられた。獣医手には獣医師の技術助手的資格が与えられ、畜産団体等の職員として家畜関連の業務に従事した。獣医手(農学校二部獣医科卒業)は実務経験を経たのち、獣医師試験に合格すれば獣医師になることができた。昭和24年制定の新獣医師法(後述)のもとでは、この法律(以下「旧法」という)による獣医師試験の受験資格および免許取得資格は認められなくなるので、失効になる前に受験し、獣医師免許を取得しなければならなかった。

また、昭和24(1949)年には獣医師法(以下「新法」という)が公布され、獣医師になろうとする者は「正規の大学において獣医学の4年以上にわたる課程を修めて卒業した者で、獣医師国家試験に合格しなければならない」ことが原則となったため、旧法の規定が廃止され新法が施行されるまでの経過措置として、昭和24年および25年の専門学校卒業生に対して、全国一斉の卒業試験が実施された。この卒業試験は「一斉試験」と呼ばれているが、新法に基づく獣医師国家試験ではなかった。「一斉試験」について篠永紫門著『日本獣医学教育史』では「専門学校最後の三年生はすべて四ヶ年の教育を受け、現在の国家試験に相当するものを受験」としており、中村洋吉著『獣医学史』では専門学校最後の生徒は修業年限一ヶ年の専攻科を含めて四ヶ年の教育を受けたのち、この年の大学卒業生とともに現在の獣医師国家試験を受験した。この試験は全国獣医学系教育機関が一斉に行ったので「一斉試験」と呼ばれたとされており、両者の記述は旧法下での全国一斉卒業試験と混同された表現となっている。専門学校専攻科終了で四ヶ年の獣医学を収めた者は新法の附則に規定する「正規の大学卒業とみなす」とされ、法第12条に規定する受験資格をもって獣医師国家試験を受けている。

#### 4 新獣医師法の施行と獣医師国家試験の実施

戦後の学制改革(六・三・三・四制)に伴い、獣医学教育も四年制となり、昭和24(1949)年には新たに獣医師法(昭和24年6月1日法律第186号)が公布され、同年10月1日から施行された。

この法律では、まず、獣医師になろうとする者は獣医師国家試験に合格することが必須条件となり、その受験資格は「学校教育法に基づく大学において獣医学の正規の課程を修めて卒業した者」となり、さらに試験の目的は「飼育動物の診療

上必要な獣医学並びに獣医師として必要な公衆衛生に関する知識及び技能について行う」ことになり、獣医師の職域拡大に対応できる試験科目が課せられるようになった。なお、試験は学説筆答と実技実地の方法で行われていたが、昭和59年頃からは、いわゆる「マークシート」方式に変更され、採点・集計作業等の簡易迅速化が図られるようになった。

新獣医師法の第11条に基づいて実施された獣医師国家試験は昭和25年から始まり、平成23年には第62回となっている。昭和23年4月獣医専門学校入学者に対しては、新法制定の暁には獣医師国家試験の受験資格は「大学において4年以上の獣医学の課程を修めて卒業した者」となるので、専門学校3年を卒業したのち、さらに1年間獣医学専攻科を終了することが必要となると予告された。昭和27(1952)年には専門学校獣医学専攻科修了者と旧制大学卒業者(注：旧制大学は昭和28年まで存続した)が第3回獣医師国家試験を受けることになった。昭和26年は専門学校卒業の受験者は無く、新制大学卒業の受験者もまだいない年となった。筆者が後年、畜産局衛生課に配属となったとき、獣医事係に昭和27年が「第3回」の試験となった理由を聞いたところ、第1回・第2回の国家試験は旧制大学卒業者および旧法の免許所持者に任意に受験してもらい、試験実施の実績づくりをした結果とのことであった。

## 5 獣医学教育年限延長による獣医学術の高度化

戦後の学制改革で、医学教育は六年となったが、獣医学教育は農学部門との関係から四年でスタートした。連合軍総司令部GHQの獣医教育関係担当も日本の獣医学教育立て直しに尽力されたが、獣医学教育改善にまで至らなかったといわれている。

獣医学教育年限延長問題については、日本獣医師会、日本学会会議などの関係者が国会筋や農林省、文部省等へ陳情するなど運動を行ってきた。

### ● 獣医学教育年限を六年にすることについて(陳情・要請の要旨)

- (1) 獣医学は、その学問・技術を活用して畜産の発展を推進するとともに、人畜に共通する伝染病や寄生虫病の予防および食品衛生の万全を期して家畜に由来する人間の疾病を未然に防止するという重要な使命を持っており、従って根幹となる獣医学教育も基礎獣医学、臨床獣医学、家畜衛生学、獣医公衆衛生学など広範な領域にわたる教育が要請されている。にもかかわらず、わが国の現行獣医学教育年限は教養および専門教育を含めて四年間に過ぎず、基本的な獣医学の専門教育すら万全を期し得ない実情にある。

- (2) 世界各国における獣医学教育は専門教育のみに4～5年を充当しているのが一般であり、現在専門教育が2年余りに過ぎないわが国の獣医師は国際交流に際してきわめて不利な立場におかれている。
- (3) わが国の畜産は、急速な飼養頭羽数の増大、集団飼育化の発展などにより、家畜衛生上の新たな技術問題や畜産食品公害問題あるいは海外交流の激化による海外悪性伝染病侵入防止の問題などが発生し、その対策として獣医学術の高度化の要請が極めて強く、また、国民に安全で良質な畜産食品を供給するために、生産から流通、消費にわたる衛生保全の問題が重大化しつつあり、国民の健康保全の立場からの獣医学術に対する要請が益々強くなりつつある。
- (4) 近年、新しい家畜の導入、愛玩動物の多様化、野生動物の保護に伴う問題のみならず、新薬や農薬の毒性、食品添加物の毒性、合成食料あるいは飼料適正または毒性などの問題が生じ、これらは慎重な動物実験を経てはじめて実用化されるものであり、この動物実験による検討およびその実験精度を高めるための実験動物学等は獣医学ならびに獣医師に期待されている。

このような陳情・要請がようやく関係筋を動かすことになり、昭和52(1977)年には獣医師法の一部改正により、昭和53年大学入学者から大学院修士課程2年の積み上げ方式での国家試験の受験資格が6年制となり、さらに昭和58(1983)年には学校教育法の一部改正と併せて獣医師法の一部改正が行われて、昭和59年大学入学者から学部6年制の一貫教育が実現することになった。現行獣医師法第12条による受験資格は「学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く)において獣医学の正規の課程を修めて卒業した者」となっている。

## 6 獣医界今後の展望

現行獣医師法には平成4年の一部改正で、第1条に新たに獣医師の任務の規定が設けられ、「獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによって、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与するものとする。」と定められた。獣医師の職域拡大や獣医学教育の学部6年制一貫教育の実施とともに獣医師の責務は一層の重要性を増してきた。さらに法第16条の2(臨床研修)では、「診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の付属施設である飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において、臨床研修を行うように努めるものとする。」と規定している。この趣旨に沿って日本獣医師会などにおいても、卒後教育を目的とした研修会や講習会などの事業を実



施している。

獣医師免許証は動物の診療を業務とする獣医師に必要とされるほかに、現在では獣医職として就職する場合に資格要件としてこの獣医師免許証の提示を求められるようになってきている。獣医師の職域拡大に伴い、いわゆる勤務獣医師についての職場における処遇問題や社会的地位などにも関心を持たざるを得なくなった。公務員や団体職員の場合でも未だに獣医職俸給表が定められておらず、一般行政職あるいは医療補助職に適用される俸給表が獣医師職員に対しても適用されている実情にあった。かつて、日本獣医師会においても地方会での実情調査結果に基づいて関係当局へ改善についての要望書を提出したり、全国家畜衛生職員会、全国公衆衛生獣医師協議会の代表らとともに筆者も同行して、人事院事務局や自治省の関係部局に実情説明と陳情を繰り返し行ってきたが、完全なる解決までには至らなかった。そのときの理由は、獣医職俸給表として単独の俸給表を設定するためには適用を受ける獣医職数が少なすぎる(特に国家公務員の場合)とのことであった。しかし、国家・地方公務員、その他企業や団体などの職場に進出する獣医師は今後益々増加することが見込まれており、勤務獣医師の社会的地位向上を目指すには、それ相応の処遇を受けることはぜひとも必要なことと考えられ、一般社会からの一層の理解が得られるよう努力することが望まれている。

## おわりに

本稿を作成するに当たり、懇切なご教示を頂いたうえ、ご校閲を賜りました伊藤全先生に感謝します。

## 参考文献

- 1) 日本獣医師会：日本獣医師会50年誌(1998)
- 2) 山脇圭吉：日本帝国家畜傳染病豫防史(大正・昭和第三篇，法規変遷の一)，獣疫調査所(1939)
- 3) 小川鼎三：医学の歴史，中公新書(1999)
- 4) 篠永紫門：日本獣医学教育史，文永堂(1972)
- 5) 中村洋吉：獣医学史，養賢堂(1980)
- 6) 大橋義光：新制獣医師誕生の経緯，獣医畜産新報Vol. 61, No.1, 8(2008)
- 7) 大橋義光：獣医学教育課程に魚病学が組み込まれるまでの経緯，日本獣医史学雑誌第48号(2011)
- 8) 白水完児・牧田登之：近代獣医免状史，山口獣医学雑誌第24号(1997)

## Summary

### Historical Changes of the Veterinary Licensing System and the National Examination for the License in Japan

OHASHI Yoshimitsu<sup>1</sup>

As the initial system for the veterinary license in Japan, the Cabinet Ordinance No.28 of 1885 was enforced and this ordinance was partially amended in 1890.

The Veterinarians Law (Law No.53 of 1926) was enacted to raise the technical level of veterinarians, and the license had been granted to the graduates of the designated veterinary schools and successful candidates of the licensing examination.

After World War II, the new Veterinary License Law (Law No.186 of 1949) was promulgated and the new system for national licensing examination was established. Since the third examination under this system in 1952, only the graduates who finished 4-years" veterinary education had been qualified to take the examination.

Furthermore in 1984, the amendments of the School Education Law and the licensing system required that the term of veterinary education necessary to take the national examination had been lengthened to six years, to meet the development of science and technology concerned.

1. Director, The Japanese Society of Veterinary History

Correspondence to : OHASHI Yoshimitsu, 2-4-1 Hayamiya, Nerima-ku, Tokyo 179-0085, Japan